



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

873 特定農業用ため池の指定の解除	(農業農村整備課)	1
874 保安林の指定の解除	(森林整備課)	1
875〃	(〃)	1
876 保安林の指定	(〃)	1
877 道路の供用開始	(道路保全課)	2

告 示

和歌山県告示第873号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定による特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により公示する。

令和4年7月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

名称	所在地	解除年月日
奥池（細川）	橋本市城山台四丁目21-5、21-6	令和4年7月19日

和歌山県告示第874号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和4年7月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 解除に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町大字下田原字東422の5から422の7まで、426の19、426の20
- 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 解除の理由 道路用地とするため

和歌山県告示第875号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和4年7月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 解除に係る保安林の所在場所 田辺市龍神村龍神字亀谷1020の1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 解除の理由 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第876号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和4年7月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 保安林の所在場所 日高郡日高川町大字愛川字柏尾728の1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字柏尾728の1(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第877号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県国土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和4年7月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 一般国道

路線名 370号

供用開始の区間 海草郡紀美野町赤木字井原下2番1地先から同町赤木字井原下11番2地先まで

供用開始の期日 令和4年7月19日